

鳥取大学修学支援事業基金 令和6年度事業計画

1. 事業方針

- ①鳥取大学修学支援事業基金規則に規定された4事業のうち、既存の経済的支援策で十分に対応できていないものに優先して取り組むものとする。
- ②奨学金事業は、基金の残額を勘案し、規模を広げ学資を給付する。

2. 収入

令和5年度から繰越	6,661.5 千円
令和6年度収入（見込）※過去2年間の平均で算出	5,000.0 千円
合 計	11,661.5 千円

【参考】令和5年度収入（令和4年度からの繰越13,360,000円を含む）16,978,000円

3. 支出

事業名称	事業内容	予算額（千円）
a 授業料等減免事業	授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図る。	0
b 奨学金事業	学資を給付又は貸与する。	5,100
c 留学支援事業	教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担する。	0
d TA、RA事業	学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担する。	0
合 計		5,100

- ① 基金の残額を勘案し、令和6年度の事業総額を5,100（千円）とする。
- ②上記事業のb（奨学金事業）は、外部機関による貸与型に多くを頼っている現状であるため、予算を給付型奨学金に充てる。
 - ・家計の困窮度が高い学生の修学費を支援するものとして、学生1人につき3万円を給付するものとし、従来から実施の50人（通常分）に、昨今の物価高騰により家計に影響を受けた学生への支援として120人（臨時増額分）※を加えた170人に給付を行う。
 - ※臨時増額分の給付人数については、通常分（50人）が給付奨学生総数（約500人）に対しておよそ1割程度であることから、第一種奨学生総数（約1000人）の1割程度を基準とすることとし、予算残額を考慮しつつ、最大限の支援が可能な規模である120名とする。
 - ・事業の対象となる学生は、経済的理由により修学が困難な者（日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準に拠る）に限る。
- ③ ②の選考は学生生活支援委員会において行う。